

東海村空家等解体・リフォーム工事費補助金のご案内

東海村空き家・空地バンクを通じて購入した空き家の
解体・リフォームをお考えの皆様へ

村では、空き家の解体工事・リフォーム工事の費用を補助する支援制度を創設しました。
ぜひ、この機会に、補助金の活用を考えてみませんか。

1. 補助金の額

$$\boxed{\text{解体工事・リフォーム工事に要する費用}} \times \frac{2}{3} \quad (\text{上限額80万円})$$

- ① 村外にお住まいの方が、東海村空き家・空地バンクを通じて購入した空き家に転居される場合は、上限額が **20万円まで加算** されます。
- ② 村内に本店を置く業者による工事の場合は、上限額が **20万円まで加算** されます。
- ③ ①と②を合わせ、最大で40万円の加算も可能です(最大で120万円の補助金を受けることができます)。

【例1】

村外にお住まいの方が申請する場合で、
村内に本店を置く業者が税込み60万円のリフォーム工事をした場合

$$600,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 400,000 \text{円} \quad \dots \dots \text{補助金の額} \quad 40 \text{万円}$$

- ① 村外にお住まいの方が申請しているものの、補助金の計算の結果が、補助金の上限額である80万円を超えていないため、20万円の加算は適用されません。
- ② 村内に本店を置く業者が工事をしているものの、補助金の計算の結果が、補助金の上限額である80万円を超えていないため、20万円の加算は適用されません。

【例2】

村外にお住まいの方が申請する場合で、
村内に本店を置く業者が税込み240万円の解体工事をした場合

$$2,400,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 1,600,000 \text{円} \quad \dots \dots \text{補助金の額} \quad 120 \text{万円}$$

- ① 村外にお住まいの方が申請しているほか、補助金の計算の結果が、補助金の上限額である80万円を超えているため、20万円の加算が適用されます。
- ② 村内に本店を置く業者が工事をしているほか、補助金の計算の結果が、補助金の上限額である80万円を超えているため、20万円の加算が適用されます。
- ③ ①と②を合わせて、40万円の加算が適用されます。

2. 補助金の交付を受けるための要件

(1) 東海村空家・空地バンクから購入した空き家であること

東海村空家・空地バンクとは、空き家を「売りたい方」と「買いたい方」を結びつけることによって、空き家の活用を促進させる仕組みのことを言います。補助金の交付を受けるためには、東海村空家・空地バンクから購入した空き家である必要があります。

(2) 空き家を購入して1年以内の解体工事又はリフォーム工事であること

東海村空家・空地バンクを通じて、空き家を購入してから1年以内に、補助金の交付申請をしていただく必要があります。

(3) 上記のほかにも要件があります

(1) や (2) の要件の他にも、補助金の交付を受けるための要件があります。必ずしも、補助金が受けられるとは限りませんので、詳しくは、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。

3. 補助金を受けるまでの流れ

(1) 東海村空家・空地バンクを通じた空き家の購入



(2) 都市政策課に事前相談（都市政策課の助言に基づいて申請の準備をしていただきます。）



(3) 申請書の提出（現地での審査があります。）



(4) 工事に着手（工事中は、実績報告書に添付していただく写真を撮影してください。）



(5) 工事完成後に実績報告書の提出（現地での検査があります。）と転居



(6) 補助金の交付

4. その他

(1) 補助金の申請書は、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）、東海村公式ホームページ（※）において配布しております。

※ 東海村公式ホームページにある検索窓に「空き家補助金」と入力し、申請様式のダウンロードができるページに進んでください。

(2) 申請書の提出に先立ち、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）に、事前相談をしてください。（事前相談なしに持参された申請書は、お受けできない場合があります。）

(3) 補助金の申請は、予算の範囲において受け付けます。申請額の合計が、予算の上限額に達したときは、年度内の申請受付を中止することがあります。

(4) 次の項目に該当する場合は、補助金の交付を受けることができません。

- 東海村に10年以上居住をする意思がない方
- 市町村税を滞納している方
- 暴力団員等である方、暴力団員等と密接な関係がある方
- 解体工事、リフォーム工事以外の工事
- 空き家の購入から1年を経過してからの申請

(5) 次の費用は、補助金の交付額から除外します。

- 併用住宅のとき、非住宅部分の工事に係る費用
- 一般ごみ、家電製品、家具等の処分に係る費用
- 門扉・塀等の外構工事に係る費用
- 床面積が10平方メートル以上の増築工事に係る費用
- 日用品、家電製品、家具等の購入及び取付工事に係る費用
- シロアリ駆除等防虫工事に係る費用
- 空気調和機の購入及び取付工事に係る費用
- 浄化槽の設置工事に係る費用
- 上下水道の接続工事に係る費用
- 太陽光発電設備、雨水貯留タンクの設置工事に係る費用

(6) 補助金の申請に虚偽があったとき、自己都合によって5年以内に転居したときは、交付された補助金の全額を返還しなければなりません。

(7) 自己都合によって5年を超え10年以内に転居したときは、交付された補助金の半額を返還しなければなりません。

(8) 従前の空き家の所有者等が本補助金の交付を受けていたとき、本補助金の申請書を提出することはできません。

東海村空家等解体・リフォーム工事費補助金に関する問い合わせ先

東海村建設部都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番地1

電話 029-282-1711（内線 1245, 1247, 1248）

電子メール toshisei@vill.tokai.ibaraki.jp